

平成28年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成28年6月21日(火) 10時00分～11時10分 造幣局会議室

委員 松川 正毅 (大阪大学 名誉教授、大阪学院大学法学部 教授)
谷口 勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
伊勢田 道仁 (関西学院大学法学部 教授)
神部 裕之 (独立行政法人造幣局 監事)
初岡 直子 (独立行政法人造幣局 監事)

委員長 委員の互選により松川委員が委員長に決定

審議対象 調達等合理化計画について

- (1) 平成27年度の自己評価の点検
- (2) 平成28年度の計画策定の点検

個々の契約案件の事後点検【平成27年度下期(10月～3月)】

- (1) 新規の随意契約となった案件 1件
- (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 7件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの (5件)
 - ・うち公募で一者応募のもの (2件)
- (3) 合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検
- (4) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率(契約金額/予定価格)による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p data-bbox="188 327 624 360">『調達等合理化計画』について</p> <p data-bbox="188 423 767 456">(平成27年度の自己評価結果について)</p> <ul data-bbox="188 472 794 797" style="list-style-type: none"> ・「契約金額については予定価格による統制が十全に行われ…」の文言について、「統制」という表現だと業者が予定価格を知っていてそれに従っているという誤解を招くおそれがあるので、「評価基準として適切に機能している」などの表現の方が適切ではないか。 <p data-bbox="188 860 703 893">(平成28年度の計画策定について)</p> <ul data-bbox="188 909 794 1234" style="list-style-type: none"> ・調達に関するガバナンスの徹底については、新たな策定要領の中で示された視点を盛り込むこととされているが、明示されていない。本計画は対外的に公表する計画であり、説明責任を十分果たしているとは言えないことから、きちんと明示すべきではないか。 	<ul data-bbox="826 472 1439 797" style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、統制という言葉の位置づけについては検討したい。 ※主務大臣には「設定した予定価格の範囲内で、かつ予定価格から大きく乖離していない価格（契約金額）により契約が行われていることが確認でき…」と表現を訂正し、委員の了解を得たうえで提出。 <ul data-bbox="826 909 1439 1290" style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、調達に関するガバナンスの徹底については、体制の整備や取組内容のほか、示された視点として当局の調達システムについての解説的なものを本計画に明記する。 ※主務大臣には「新たな策定要領の中で示された視点」を追記し、委員の了解を得たうえで提出。
<p data-bbox="188 1395 751 1429">『個々の契約案件の事後点検』について</p> <p data-bbox="188 1491 635 1525">(新規の随意契約となった案件)</p> <ul data-bbox="188 1541 794 1731" style="list-style-type: none"> ・随意契約のチェック体制として行われている契約審査専門官による審査は、新規契約だけではなく、継続の場合も行われるのか。 <p data-bbox="188 1787 794 1865">(2か年度連続一者応札・応募契約となった案件)</p> <ul data-bbox="188 1881 794 2020" style="list-style-type: none"> ・一者応札が減ってきているということは評価できるが、貨幣材料の調達は、今後、更に貨幣の製造枚数が減少していくと、業者 	<ul data-bbox="826 1541 1439 1630" style="list-style-type: none"> ・新規・継続にかかわらず、契約締結毎に契約審査専門官が審査を行っている。 <ul data-bbox="826 1881 1439 2020" style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画にも掲げているが、貨幣材料を安定的に調達するため、サプライ・チェーンの維持・拡大に配慮しつつ、落札

にとっては魅力がなくなり契約そのものを維持していくことが課題となる。コスト削減や効率化を図り過ぎた結果、業者が皆無にならないよう、十分バランスを考えて取り組む必要があるのではないか。

・システムの年間保守の場合、他に競争性のある者が実質ないのならば、契約期間を長くするなど年間的なコスト安になる工夫が考えられるが如何か。

(合理化計画の実施状況の点検)

・契約一覧表の「予定価格」欄について、公表しないとしているものが多いが、公表の是非はどのように区分されているのか。

・今の質問に関連するが、一つ類似する契約があるとなると、留めなく広がっていく可能性がある。保守業務とか、部品の交換作業とか、わりと個性の強そうなものが、「同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるもの」となって非公表となっている。この表では全体的に個別の精査を行っているのか、見えてこない(前回の委員会において検討事項となった「予定価格欄の表現につ

率の分析等を通じ、価格合理性の担保を図るなど、合理性、透明性の確保に注力することとする。

・システムについては、長期間の保守契約を結ぶと、契約期間中にシステムの改修・改造をした場合、保守の範囲も変更され、その都度保守契約の変更も生じることとなる。契約の変更を繰り返すと透明性に欠ける部分も出てくるので、年間保守とすることでその都度クリアにしたいと考えている。また、年間保守としていく方が価格的、内容的にも合理的であることが経験的に分かっている。

・「公共調達 of 適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号) という財務大臣通達があり、これに基づき契約の情報を公表している。予定価格については公表したとしても「同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがないと認められるもの」「国の事務事業に支障を生じる恐れがないと認められるもの」に限って公表することとされている。

・「同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるもの」などの文言に関しては、先ほどの通達により変えることは難しいが、例えば、何回か継続して行っているような契約の場合では、備考欄に、それが分かるような記号を記載することはできるのではないかと考えている。

いては分かりやすい情報の開示の仕方を検討したい。」の回答を含む。)

(随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検)

・いわゆる落札率(契約金額/予定価格)のレンジについて、80%未満は10%刻みでも良いが、該当案件が集中する80%台以上はもう少しレンジを小刻みにしていただけないと、何もチェックできないので工夫いただきたい。

・予定価格を公表していない背景があり、あまり刻みを細かくすると予定価格が類推されることになりかねないが、10%毎の区切りは少し粗いとも考えられるので、もう1レンジくらい細かく試しに区切ってみるについて次回の資料でカバーできる範囲かどうか確認も含め検討する。